

経口妊娠中絶薬について

人工妊娠中絶は、妊娠の継続または分娩が、身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのある場合、または暴行や脅迫もしくは抵抗・拒絶することができない間に妊娠した場合に、母体保護法によって行われる処置です。

その方法はこれまで日本では手術による方法しかありませんでした。子宮の入口を器械で広げて、胎児を含む子宮の内容物を器具によって、掻き出すか吸い取る手術のため、子宮を傷つけるリスクがありました。

海外では人工妊娠中絶の飲み薬（経口妊娠中絶薬）が普及しており認可が待たれていましたが、2023年4月によようやく承認されました。

経口妊娠中絶薬は子宮に器具を入れることがないので、子宮に負担が少ない中絶法と考えられています。WHO（世界保健機関）も最も安全な方法として推奨しています。

経口妊娠中絶薬は2種類の薬を順番に服用します。まず最初に飲む薬が「**ミフェプリストン**」です。妊娠を継続するホルモンの働きを抑えて、妊娠の進行を止めます。そして36時間から48時間後に2番目の薬「**ミソプロストール**」を服用します。「ミソプロストール」は、子宮の収縮を促して、子宮の内容物を排出します。

国内で認可前に行われた臨床試験では、妊娠9週0日までの中絶を希望する120人が参加しました。2番目の薬を投与後24時間以内に約93%にあたる112人が24時間以内に中絶を終えましたが、5人は排出が確認できず、また3人は体内に一部が残り、取り出す手術が行われました。

薬を服用した後に全体のおよそ58%にあたる69人が腹痛やおう吐などの症状を訴え、このうち4人に異常な子宮出血や子宮内膜炎など重い症状が出ましたが、ほとんどの人の症状は軽症か中程度だったということです。

この中絶薬は母体保護法指定医師のみが使用できる薬剤であり、登録された医療機関でのみで使用できます。出血などの症状に対応するため、2番目の薬（ミソプロストール）投与後から胎嚢が排出されて中絶が確認されるまでは、院内で待機することが必要とされています。そのため、当面の間、入院が可能な医療機関・診療所だけで処方が可能となっています。

人工妊娠中絶は、健康保険が適用されない自由診療のため、薬による中絶にかかる費用は各医療機関によって異なります。薬の価格に加えて診察料と入院費などがかかります。

経口妊娠中絶薬は手術・麻酔のリスクが減るメリットはありますが、中絶の完了まで時間がかかること、出血や痛みの問題、1割弱で手術が必要になることのデメリットがあり、まだ一般的になっておりません。